

開発(建築)行為事前協議の有効期限	
-------------------	--

- ◎ 立地基準編参考「開発(建築)行為事前協議制度」(P159～P165)
適用除外編参考「開発(建築)行為事前協議制度」

開発(建築)行為事前協議の有効期限については次のとおりとする。

- 1 有効期限については、次の条件を事前協議の通知書に付することとする。
「通知の日から6ヶ月以内に開発(建築)許可申請を行って下さい。」
- 2 開発(建築)許可申請書の提出に係る当該有効期限の算定については、事前協議の通知の日から起算し、所管市町村における受付日までとする。
- 3 やむを得ない事情により、開発(建築)行為事前協議の有効期限を過ぎた場合には、開発(建築)許可申請に先立ち、当該事前協議が有効か、事前協議先と協議すること。
- 4 本来開発(建築)許可は、特定のものに対して行われるものであることに鑑み、事前協議を了しているが開発(建築)許可申請のないもののうち、既に土地の所有者が変わる等事前協議時における事情に変更が生じ、当初の事前協議者が開発(建築)行為をする意思を放棄したと認定しうる客観的事実が存在する場合には、その事前協議を無効とする。

本運用は平成4年6月1日(市町村受付分)から実施する。

(改正)

本運用は平成12年4月1日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成22年4月1日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成27年1月19日(市町村受付分)から実施する。

本運用は平成30年4月1日(市町村受付分)から実施する。

本運用は令和2年4月1日(市町村受付分)から実施する。

本運用は令和8年4月1日(市町村受付分)から実施する。